

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報				被告の主張			原告の反論			
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
1	Z①1	***調査について	※部分	③	○	研究調査実施機関の名称 及び所在地	五号特定者不利益		(か) (き)	
1	同上	同上	その余	③	Q	研究調査の内容、手法及 び結果	五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
2	Z①2	***の手引き	※1部分	③	M	調査に当たり基礎とした 文献の名称及び改訂時期	五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
2	同上	同上	※2部分	③	○	試験研究を行った団体 の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
2	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の内容	五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
3	Z①3	***の手引き	※1部分	③	M	調査に当たり基礎とした 文献の名称及び改訂時期	五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
3	同上	同上	※2部分	③	○	試験研究を行った団体 の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
3	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の内容	五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
4	Z①4	***の手引き	※1部分	③	M	調査に当たり基礎とした 文献の名称、改訂時期及 び参照上の注意事項	五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
4	同上	同上	※2部分	③	○	試験研究を行った団体 の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
4	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の内容	五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報										被告の主張		原告の反論	
不開示部分の特定					不開示情報			不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4章書)	補足 ※9	
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所	不開示情報の 類型 ※3	不開示情報の 性質・ 種類 ※4								
5	Z①5	***の手引き	※1部分	③	M	調査に当たり基礎とした 文献の名称、改訂時期及 び参照上の注意事項			五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(か) (き) (さ) (し)	
5	同上	同上	※2部分	③	O	試験研究を行った団体 の名称			五号特定者不利益			(か) (き)	
5	同上	同上	その他	③	Q	試験研究の内容			五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(か) (き) (さ) (し)	
6	Z①6	***の手引き	※1部分	③	M	調査に当たり基礎とした 文献の名称、改訂時期及 び試験研究対象の名称			五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(か) (き) (さ) (し)	
6	同上	同上	※2部分	③	O	試験研究を行った団体 の名称			五号特定者不利益			(か) (き)	
6	同上	同上	その他	③	Q	試験研究の内容			五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(か) (き) (さ) (し)	
7	Z①7	第58寿和丸カツオマ グロ網 重量積算資料	※部分	②	C	情報提供者の名称			五号特定者不利益			(か) (き)	
7	同上	同上	その他	②	G	第58寿和丸の搭載網の 構造及び重量、情報提供 がなされた日付			二号法人ノウハウ五 号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
8	Z①8	第58寿和丸の***につ いて (回答)	※部分	②	C	調査に対する回答者の勤 務先法人名及び個人氏名			一号個人識別			(第1の1)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張		原告の反論					
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示部分の特定			不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
			不開示箇所	不開示理由	不開示範囲							
8	同上	同上	その余	②	G	調査に対する回答内容及 び回答時期	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 特 定 者 不 利 益 五 号 事 実 中 立 毀 損 五 号 国 民 混 乱 六 号 原 因 究 明 困 難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)			
9	Z①9	船舶国籍証書(写) (第五十八寿和丸)	所有者欄	②	I	第58寿和丸所有者の 住所	五 号 特 定 者 不 利 益		(か) (き)			
9	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利及び 構造に係る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 事 実 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (は)			
10	Z①10	船舶国籍証書検認 期限指定書(写) (第五十八寿和丸)	所有者欄	②	I	第58寿和丸所有者の 住所	五 号 特 定 者 不 利 益		(か) (き)			
10	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利に係 る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 事 実 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (は)			
11	Z①11	船舶検査証書(写) (第五十八寿和丸)	全	②	G	第58寿和丸の権利、 構造、航海に係る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 事 実 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (ひ)			
12	Z①12	船舶検査手帳(写) (第五十八寿和丸)	全	②	G	第58寿和丸の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 事 実 中 立 毀 損 五 号 国 民 混 乱 六 号 原 因 究 明 困 難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (ふ)			
13	Z①13	動力漁船登録票(写) (第五十八寿和丸)	所有者欄 使用者欄	②	I	第58寿和丸所有者の 住所	五 号 特 定 者 不 利 益		(か) (き)			
13	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、 構造に係る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 事 実 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (へ)			

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張			原告の反論			
不開示部分の特定					不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所								
14	Z①14	船舶検査証書(写)***	全	②	H	他の船舶の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難			(あ) (き) (し) (ひ)	
15	Z①15	船舶検査手帳(写)***	全	②	H	他の船舶の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(あ) (き) (し) (ひ)	
16	Z①16	動力漁船登録票(写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	他の船舶の所有者及び使 用者の名称及び住所	五号特定者不利益			(か) (き)	
16	同上	同上	その余	②	H	他の船舶の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難			(あ) (き) (し) (へ)	
17	Z①17	船舶国籍証書(写)***	所有者欄	②	I	他の船舶の所有者の住所	五号特定者不利益			(か) (き)	
17	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難			(あ) (き) (し) (は)	
18	Z①18	船舶国籍証書検認 期限指定書(写)***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益			(か) (き)	
18	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難			(あ) (き) (し) (は)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張			原告の反論		
不開示部分の特定					不開示 情報の 種類・ 性質 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所							
19	Z①19	船舶検査証書(写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(ひ)	
20	Z①20	船舶検査手帳(写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(ふ)	
21	Z①21	動力漁船登録票(写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	僚船の所有者の住所、使 用者の名称及び住所	五号特定者不利益		(か)(き)	
21	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(へ)	
22	Z①22	船舶国籍証書(写) ***	所有者欄	②	G	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か)(き)	
22	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(は)	
23	Z①23	船舶国籍証書捺認 期限指定書(写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か)(き)	
23	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(は)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張			原告の反論		
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
24	Z①24	船舶検査証書(写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)	
25	Z①25	船舶検査手帳(写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(ふ)	
26	Z①26	動力漁船登録票(写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	僚船の所有者の住所、使 用者の名称及び住所	五号特定者不利益		(か)(き)	
26	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(へ)	
27	Z①27	船舶検査証書(写) ***	全	②	H	第58寿和丸所有の法人 が他に所有していた船舶 の権利、構造、航海に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(ひ)	
28	Z①28	船舶検査手帳(写) ***	全	②	H	第58寿和丸所有の法人 が他に所有していた船舶 の権利、構造、航海、整 備に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)(ふ)	
29	Z①29	船舶国籍証書(写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か)(き)	
29	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ)(か) (き)(さ) (し)	
30	Z①30	船舶国籍証書検認 期限指定書(写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か)(き)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報				被告の主張			原告の反論			
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
30	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (は)	
31	Z①31	船舶検査証書 (写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハ 五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ひ)	
32	Z①32	船舶検査手帳 (写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二号法人ノウハ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ふ)	
33	Z①33	動力漁船登録票 (写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	僚船の所有者の住所、使 用者の名称及び住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
33	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (へ)	
34	Z①34	一般配置図***	※1部分	②	I	僚船の船主の住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
34	同上	同上	※2部分	②	C	僚船の設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
34	同上	同上	次長、課長欄	②	C	僚船の設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の2)	
34	同上	同上	その余	②	G	僚船の構造	二号法人ノウハ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ほ)	

不開示事由一覽表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報							被告の主張		原告の反論	
不開示部分の特定				不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所							
35	Z①35	船舶国籍証書(写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
35	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (は)	
36	Z①36	船舶国籍証書検認 期限指定書(写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
36	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (は)	
37	Z①37	船舶検査証書(写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ひ)	
38	Z①38	船舶検査手帳(写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ふ)	
39	Z①39	立入検査記録簿(写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損五 号国民混乱 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ま)	
40	Z①40	動力漁船登録票(写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	僚船の所有者の住所、使 用者の名称、住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
40	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る 情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (く)	

不開示事由一覽表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報						被告の主張		原告の反論			
不開示部分の特定						不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所								
41	Z①41	船舶検査証書(写) ***	全	②	H	第58寿和丸所有の法人 が他に所有していた船舶 の権利、構造に係る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 準 直 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難	(あ) (き) (し) (ひ)			
42	Z①42	船舶検査手帳(写) ***	全	②	H	第58寿和丸所有の法人 が他に所有していた船舶 の権利、構造、整備、搭 載物、航海に係る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 準 直 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難	(あ) (き) (し) (ふ)			
43	Z①43	動力漁船登録票(写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	第58寿和丸所有の法人 が他に所有していた船舶 の所有者、使用者の名 称、住所	五 号 特 定 者 不 利 益	(か) (き)			
43	同上	同上	その余	②	H	第58寿和丸所有の法人 が他に所有していた船舶 の権利、構造、整備に係 る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 準 直 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難	(あ) (き) (し) (へ)			
44	Z①44	船舶国籍証書(写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の名称及び 住所	五 号 特 定 者 不 利 益	(か) (き)			
44	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 準 直 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難	(あ) (き) (し) (は)			
45	Z①45	船舶検査証書(写) ***	※部分	②	I	僚船の所有者の名称	五 号 特 定 者 不 利 益	(か) (き)			
45	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二 号 法 人 ノ ウ ハ ウ 五 号 準 直 中 立 毀 損 六 号 原 因 究 明 困 難	(あ) (き) (し) (ひ)			
46	Z①46	船舶検査手帳(写) ***	※部分	②	I	僚船の所有者の名称	五 号 特 定 者 不 利 益	(か) (き)			

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報							被告の主張		原告の反論	
不開示部分の特定							不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所	不開示情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5				
46	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二 号法人ノウハ ウ五号率直中 立毀損五号国 民混乱六号原 因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ふ)	
47	Z①47	動力漁船登録票 (写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	僚船の所有者及び使用者 の名称及び住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
47	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二 号法人ノウハ ウ五号率直中 立毀損六号原 因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (へ)	
48	Z①48	船舶国籍証書 (写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
48	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二 号法人ノウハ ウ五号率直中 立毀損六号原 因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (は)	
49	Z①49	船舶国籍証書検認 期限指定書 (写) ***	所有者欄	②	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
49	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二 号法人ノウハ ウ五号率直中 立毀損六号原 因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (は)	
50	Z①50	船舶検査証書 (写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、航海に係る情報	二 号法人ノウハ ウ五号率直中 立毀損六号原 因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ひ)	
51	Z①51	船舶検査手帳 (写) ***	全	②	G	僚船の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二 号法人ノウハ ウ五号率直中 立毀損六号原 因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ふ)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報				被告の主張			原告の反論	
不開示部分の特定				不開示情報の性質・種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所					
52	Z①52	動力漁船登録票（写） ***	所有者欄 使用者欄	I	僚船の所有者の住所、使用者の名称及び住所	五号特定者不利益		(か) (き)
52	同上	同上	その余	G	僚船の権利、構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (へ)
53	Z①53	船舶国籍証書（写）***	所有者欄	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か) (き)
53	同上	同上	その余	G	僚船の権利、構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (は)
54	Z①54	船舶国籍証書検認 期限指定書（写）***	所有者欄	I	僚船の所有者の住所	五号特定者不利益		(か) (き)
54	同上	同上	その余	G	僚船の権利、構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (は)
55	Z①55	船舶検査証書（写）***	全	G	僚船の権利、構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ひ)
56	Z①56	船舶検査手帳（写）***	船舶所有者欄	I	僚船の所有者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)
56	同上	同上	その余	G	僚船の権利、構造、整備、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ふ)

不開示事由一覽表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張		原告の反論			
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
57	Z①57	動力漁船登録票(写) ***	所有者欄 使用者欄	②	I	僚船の所有者の住所、使 用者の名称及び住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
57	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハ ウ五号準直中立毀損 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (へ)	
58	Z①58	***資料 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸の加入して いた保険関係者の名称、 住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
58	同上	同上	その余	②	I J	第58寿和丸を所有して いた法人の事業、労務に 係る情報及び本件事故に 関する情報等	二号法人ノウハ ウ五号準直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し)	
59	Z①59	動力漁船登録票(写) (第五十八寿和丸)	所有者欄 使用者欄	②	C	第58寿和丸の所有者の 住所、使用者の名称及び 住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
59	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、 構造に係る情報	二号法人ノウハ ウ五号準直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (へ)	
60	Z①60	船舶検査証書(写) (第五十八寿和丸)	全	②	G	第58寿和丸の権利、 構造、航海に係る情報	二号法人ノウハ ウ五号準直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (ひ)	
61	Z①61	船舶検査手帳(写) (第五十八寿和丸)	全	②	G	第58寿和丸の権利、 構造、整備、航海に係る 情報	二号法人ノウハ ウ五号準直中立毀損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ふ)	
62	Z①62	完成重心試験成績書及 び復原性報告書(第五 十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

番号 ※1	不開示情報			不開示 情報の 類型・ 種類 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	被告の主張			原告の反論	
	証拠番号 ※2	不開示部分の特定 文書の標目	不開示箇所				不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)		
62	同上	同上	承認、作成欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)		
62	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (き) (さ) (し) (み)		
63	Z①63	機関室平面図等	全	②	G	第58寿和丸の権利、構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (き) (さ) (し)		
64	Z①64	旋網仕立て図面 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	本資料提出者の氏名	一号個人識別		(第1の4)		
64	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (き) (さ) (し)		
65	Z①65	一般配置図***	※部分	②	C	他の船舶の設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)		
65	同上	同上	その余	②	G	他の船舶の権利、構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (き) (さ) (し) (ほ)		
66	Z①66	漁船原簿抹消謄本 (写) (第五十八寿和丸)	所有者欄 使用者欄 造船所欄	②	C	第58寿和丸の所有者の住所、使用者の名称及び住所、造船所の名称及び所在地	五号特定者不利益		(か) (き)		
66	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構造、航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (き) (さ) (し) (む)		

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報						被告の主張		原告の反論				
不開示部分の特定						不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4筆書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所									
67	Z①67	乗組員名簿 (第五十八寿和丸)	全		②	C	第58寿和丸の乗組員の 氏名、生年月日、住所、 電話番号	二号法人労務管理五 号特定者不利益			(あ) (い) (か) (き)	
68	Z①68	***数量表 (第五十八寿和丸)	全		②	G	第58寿和丸の航海に係 る情報	二号法人ノウハワ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
69	Z①69	機関室諸管系統図 (第五十八寿和丸)	※部分		②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益			(か) (き)	
69	同上	同上	課長、係長、 製図欄		②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別			(第1の3)	
69	同上	同上	その余		②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハワ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
70	Z①70	サウンディングテーブ ル (第五十八寿和丸)	※部分		②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益			(か) (き)	
70	同上	同上	承認、作成欄		②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別			(第1の3)	
70	同上	同上	その余		②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハワ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
71	Z①71	排水量等曲線図 (数値 表) (第五十八寿和丸)	※部分		②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益			(か) (き)	
71	同上	同上	室長、課長、 製図欄		②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別			(第1の3)	
71	同上	同上	その余		②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハワ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張			原告の反論	
番号 ※1	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準備書)	補足 ※9
	文書の標目	不開示箇所							
72	試運転艇成績書 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸の構造及び 航海に係る設計関係者の 名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
72	同上	課長、製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別		(第1の3)	
72	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造及び 航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
73	完成要目表 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
73	同上	室長、課長 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別		(第1の3)	
73	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造及び 航海に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
74	管記号、略号表 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
74	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別		(第1の3)	
74	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
75	機関室全体装置図 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
75	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別		(第1の3)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張		原告の反論				
不開示部分の特定					不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所								
75	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
76	Z①76	鋼材配置図 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者 の名称	五号特定者不利益			(か) (き)	
76	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別			(第1の3)	
76	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
77	Z①77	合入渠工事完成証明書 (電気、無線部) (第五十八寿和丸)	役職、氏名欄	②	C	第58寿和丸の完成証明 に関わった者の氏名等	五号特定者不利益			(か) (き)	
77	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構 造、整備に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
78	Z①78	追加工事完成証明書 (機関部) (第五十八寿和丸)	役職、氏名欄	②	C	第58寿和丸の追加工事 完成証明に関わった者の 氏名等	五号特定者不利益			(か) (き)	
78	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構 造、整備に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
79	Z①79	合入渠工事完成証明書 (機関部) (第五十八寿和丸)	役職、氏名欄	②	C	第58寿和丸の合入渠工 事完成証明に関わった者 の氏名等	五号特定者不利益			(か) (き)	
79	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構 造、整備に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張		原告の反論			
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
80	Z①80	舵構造図 (第五十八寿和丸)	※1部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の 名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
80	同上	同上	※2部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の 姓	一号個人識別		(第1の3)	
80	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
81	Z①81	線図 (第五十八寿和 丸) × 2	全	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
82	Z①82	構造図 (船首楼) (第 五十八寿和丸) × 2	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の 名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
82	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の 姓	一号個人識別		(第1の3)	
82	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
83	Z①83	機関室燃料油 (移送) 管系統図 (第五十八寿和丸)	全	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
84	Z①84	ポンピング諸管系統図 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の 名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
84	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の 姓	一号個人識別		(第1の3)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張			原告の反論	
番号 ※1	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
	文書の標目	不開示箇所							
84	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
85	船体寸法表 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
85	同上	課長、製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)	
85	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
86	復原力交差曲線図 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
86	同上	室長、課長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)	
86	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
87	EPIRB台図	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
87	同上	課長、製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)	
87	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報							被告の主張		原告の反論	
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
88	Z①88	定期修理 工事完成証明書（船体部） （第五十八寿和丸）	役職、氏名欄	②	C	第58寿和丸の定期修理 工事完成証明に関わった 者の氏名等	五号特定者不利益		(か) (き)	
88	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構 造、整備に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
89	Z①89	隔壁計算書 （第五十八寿和丸）	※部分	②	C	第58寿和丸の設計関係 者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
89	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別		(第1の3)	
89	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
90	Z①90	外板展開図（第五十八 寿和丸）×3	※部分	②	C	第58寿和丸の設計関係 者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
90	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別		(第1の3)	
90	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
91	Z①91	部材強度計算書	※部分	②	C	第58寿和丸の設計関係 者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
91	同上	同上	デザイン、ア チェック、ア ブルーブック欄	②	C	第58寿和丸設計関係者 の姓	一号個人識別		(第1の3)	

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張		原告の反論		
不開示部分の特定			不開示情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所						
91	同上	同上	その他	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)
92	Z①92	中央横断面図 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸の設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)
92	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)
92	同上	同上	その他	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)
93	Z①93	一般配置図 (第五十八寿和丸) × 3	※1部分	②	C	第58寿和丸所有者の住所、設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)
93	同上	同上	承認、照査欄 ※2部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓及び本資料提出者の氏名等	一号個人識別		(第1の4)
93	同上	同上	その他	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)
94	Z①94	扉及び倉口蓋装置図 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)
94	同上	同上	課長、製図欄 ※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓及び本資料提出者の氏名	一号個人識別		(第1の4)
94	同上	同上	その他	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)
95	Z①95	一般配置図***	全	②	G	その他の船舶の権利、構造に係る情報	二号法人ノウハウ五号率直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ほ)

不開示事由一覧表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張		原告の反論			
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
96	Z①96	一般配置図***	全	②	G	その他の船舶の権利、構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ほ)	
97	Z①97	排水管系統図 (第五十八寿和丸)	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
97	同上	同上	室長、 課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)	
97	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し)	
98	Z①98	給水管系統図 (第五十八寿和丸) × 2	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
98	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)	
98	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
99	Z①99	一般配置図***	全	②	G	僚船の権利、構造に係る情報	二号法人ノウハウ 五号準直中立毀損六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し) (ほ)	
100	Z①100	ポンピング諸管系統図 ***	※部分	②	C	第58寿和丸設計関係者の名称	五号特定者不利益		(か) (き)	
100	同上	同上	課長、係長、 製図欄	②	C	第58寿和丸設計関係者の姓	一号個人識別		(第1の3)	

不開示事由一覽表：調査資料一式（第1分冊） ※11

不開示情報					被告の主張			原告の反論		
不開示部分の特定			不開示箇所	不開示情報の 類型 ※3	不開示情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4章書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目								
100	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造に係る情報	二 号法人ノウハウ 五 号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
101	Z①101	一般配置図***	全	②	G	その他の船舶の権利、構造に係る情報	二 号法人ノウハウ 五 号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し) (ほ)	
102	Z①102	工事完成証明書一式 (第五十八寿和丸)	各証明書1頁 目下部	②	C	第58寿和丸の工事完成証明に関わった者の名称及び姓	五号特定者不利益		(か) (き)	
102	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構造、整備、搭載物に係る情報	二 号法人ノウハウ 五 号率直中立毀損六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	

- ※1 「文書の標目」の「番号」欄記載の番号を記載して下さい。
- ※2 不開示部分をスミ塗りの上で、記載の証拠番号を付して提出して下さい。
- ※3 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の類型①ないし④を記入して下さい。
- ※4 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(1)記載の該当項目を記入して下さい。
- ※5 不開示情報の性質・種類に補足する事項があれば、追記して下さい。
- ※6 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(2)記載の該当項目を記入して下さい。
- ※7 不開示事由に補足する事項があれば、追記して下さい。
- ※8・9 類型化できる反論は類型化の上で記号のみを記入し、個別に補足があれば追記して下さい（今後、変更の可能性あります）。
- ※10 この行の記載は例示です。適宜変更して下さい。
- ※11 第2分冊以降もシート別に同様に作成して下さい。証拠番号はZ②1などと特定して下さい。

不開示事由一覽表：調査資料一式（第2分冊） ※11

不開示情報										被告の主張		原告の反論	
不開示部分の特定					不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9		
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所										
1	Z②1	***に関するアンケート	※1		X		聴取を行った公務員の電 話番号（個人携帯）等	六号柱書		(さ) (し)			
1	同上	同上	※2	①	A		アンケート調査を受けた 者の氏名、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の5) (か) (き)			
1	同上	同上	その余	①	b B		アンケート調査の内容、 回答者の回答内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)			
2	Z②2	事故に関する資料（福 島海上保安部長から）	全	②	F		乗組員の氏名、遺体の状 況等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の6) (か) (き)			
3	Z②3	鑑定書***	※	③	O		試験研究の委託先等名 称、担当した者の氏名	五号特定者不利益 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)			
3	同上	同上	その余	③	Q		試験研究の結果	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)			
4	Z②4	電話録音メモ*** (H20. 11. 19)	※	①	A		口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号、役 職等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)			
4	同上	同上	その余	①	b B		口述聴取を受けた者の回 答内容、口述聴取の対象 となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)			
5	Z②5	口述メモ（第二寿和丸 （探索船） *** (H20. 11. 1)	※	①	A		口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号、役 職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)			

不開示情報							被告の主張		原告の反論	
不開示部分の特定				不開示情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所							
5	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
6	Z②6	口述メモ (第六寿和丸 (探索船) *** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
6	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
7	Z②7	口述メモ (第六寿和丸 (探索船) *** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
7	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
8	Z②8	口述メモ (第六寿和丸 (探索船) *** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
8	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
9	Z②9	口述メモ (第六寿和丸 (探索船) *** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
9	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
10	Z②10	口述メモ (第六寿和丸 (探索船) *** (H20. 10. 30)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
10	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	

不開示情報					被告の主張			原告の反論	
番号 ※1	不開示部分の特定		不開示情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
	証拠番号 ※2	文書の標目							
11	Z②11	口述メモ (第六素和丸 (探索船) *** (H20. 10. 30)	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号、役 職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
11	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回 答内容、口述聴取の対象 となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
12	Z②12	口述メモ (第十一素和 丸 (運搬船) *** (H20. 11. 1)	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号、役 職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
12	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回 答内容、口述聴取の対象 となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
13	Z②13	口述メモ (第十一素和 丸 (運搬船) *** (H20. 11. 1)	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号、役 職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
13	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回 答内容、口述聴取の対象 となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
14	Z②14	口述メモ (第三十一素 和丸 (網船) *** (H20. 11. 1)	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号、役 職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
14	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回 答内容、口述聴取の対象 となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
15	Z②15	口述メモ (第三十一素 和丸 (網船) *** (H20. 11. 1)	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号、役 職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
15	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回 答内容、口述聴取の対象 となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	

不開示情報					被告の主張			原告の反論	
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
16	Z②16	口述メモ（第三十一寿和丸（網船）***（H20.11.1）	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
16	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
17	Z②17	口述メモ（第三十一寿和丸（網船）***（H20.11.1）	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
17	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
18	Z②18	口述メモ（第三十三寿和丸（運搬船）***（H20.11.1）	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
18	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
19	Z②19	口述メモ（第三十三寿和丸（運搬船）***（H20.11.1）	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
19	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
20	Z②20	口述メモ（第五十八寿和丸（網船）***（H20.11.1）	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
20	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	

不開示情報					被告の主張			原告の反論	
番号 ※1	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
	証拠番号 ※2	文書の標目							
21	Z②21	口述メモ(第五十八寿和丸(網船)*** (H20. 10. 30))	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
21	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
22	Z②22	口述メモ(第五十八寿和丸(網船)*** (H20. 10. 30))	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
22	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
23	Z②23	口述メモ(第八十二寿和丸(運搬船)*** (H20. 10. 30))	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
23	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
24	Z②24	口述メモ(第八十二寿和丸(運搬船)*** (H20. 10. 30))	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
24	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
25	Z②25	口述メモ*** (H20. 10. 29)	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	
25	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
26	Z②26	口述メモ*** (H20. 10. 29)	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の7) (か) (き)	

不開示情報					被告の主張			原告の反論		
番号 ※1	不開示部分の特定			不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所							
26	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
27	Z②27	口述メモ*** (H20. 10. 29)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、所属	一号個人識別 一号特定者不利益		(第1の8) (か) (き)	
27	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
28	Z②28	乗組員名簿 (第58、6、2、11及び31寿和丸)	※	①	A	照会に対する回答として資料を提出した者の氏名等	一号個人識別		(第1の9)	
28	同上	同上	その余	②	C	第58寿和丸及びその他の船舶の乗組員の氏名、住所、電話番号等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益		(第1の10) (あ) (か) (き)	
29	Z②29	質問調書 (第六寿和丸 (探索船) *** (H20. 9. 9, 10)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、役職、資格関係等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の11) (か) (き)	
29	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
30	Z②30	質問調書*** (H20. 7. 3, 9, 10)	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号、資格関係等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の11) (か) (き)	
30	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	

不開示情報						被告の主張		原告の反論		
番号 ※ 1	不開示部分の特定		不開示箇所	不開示情報の 類型 ※ 3	不開示情報の 性質・ 種類 ※ 4	不開示情報の補足 ※ 5	不開示事由 ※ 6	不開示事由の補足 ※ 7	類型 ※ 8 (第 4 準書)	補足 ※ 9
	文書の標目									
31	Z②31	事故事情聴取報告書***	※ 1	②	C	関係者の姓	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 12) (か) (き)	
31	同上	同上	※ 2	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、役職等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 13) (か) (き)	
31	同上	同上	※ 3	②	G	第 5 8 寿和丸の構造等に 係る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
31	同上	同上	その余	①	B	口述聴取を受けた者の回 答内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
32	Z②32	質問調書 (第五十八寿 和丸 (網船) *** (H20. 7. 18)	※ 1	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 11) (か) (き)	
32	同上	同上	※ 2	②	G	第 5 8 寿和丸の設計関係 者の名称等	五号特定者不利益		(か) (き)	
32	同上	同上	※ 3	②	C	関係者の氏名	一号個人識別		(第 1 の 14)	
32	同上	同上	その余	①	b B	口述聴取を受けた者の回 答内容、口述聴取の対象 となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
33	Z②33	質問調書 (第五十八寿 和丸 (網船) *** (H20. 7. 17)	※ 1	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、住所、電話番号等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 11) (か) (き)	

不開示情報					被告の主張			原告の反論	
番号 ※ 1	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※ 3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※ 4	不開示情報の補足 ※ 5	不開示事由 ※ 6	不開示事由の補足 ※ 7	類型 ※ 8 (第 4 準書)	補足 ※ 9
	証拠番号 ※ 2	文書の標目							
33	同上	同上	②	G	第 5 8 寿和丸の設計関係者の名称等	五号特定者不利益		(か) (き)	
33	同上	同上	②	C	関係者の氏名	一号個人識別		(第 1 の 14)	
33	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
34	Z②3 4	質問調査 (第五十八寿和丸 (網船) *** (H20. 7. 4))	①	A	口述聴取を受けた者の氏名、住所、電話番号等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 11) (か) (き)	
34	同上	同上	①	b B	口述聴取を受けた者の回答内容、口述聴取の対象となる内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
35	Z②3 5	戸籍抄本 (行方不明 1 3 人分)	②	F	乗組員の氏名、本籍地、生死情報等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益			争わない
36	Z②3 6	調査書***	②	C	乗組員の氏名、生年月日、資格関係等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益		(第 1 の 15) (あ) (か) (き)	
37	Z②3 7	第五十八寿和丸乗組員配置図	②	C F	乗組員の氏名、住所、役職、生死情報	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益		(第 1 の 15) (あ) (か) (き)	
37	同上	同上	②	C	照会に対する回答として資料を提出した者の所属、役職、氏名	一号個人識別		(第 1 の 16)	

不開示情報					被告の主張			原告の反論		
番号 ※1	不開示部分の特定		不開示箇所	不開示情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
	証拠番号 ※2	文書の標目								
37	同上	同上	※3	②	G	第58寿和丸の設計関係者の名称等	五号特定者不利益		(か) (き)	
37	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造、乗組員の配置	二号法人ノウハウ 五号率直中立棄損六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
38	Z②38	照会回答書***	※1	①	A	照会を受けた者の氏名、FAX番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の17) (か) (き)	
38	同上	同上	※2		X	照会を行った公務員の電話番号等	六号柱書		(さ) (し)	
38	同上	同上	※3	①	A	乗組員の氏名、住所、電話番号、経歴等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の18) (か) (き)	
38	同上	同上	※4	①	A	照会に対する回答として資料を提出した者の所属、住所、役職、氏名	一号個人識別		(第1の16)	
38	同上	同上	その余	①	b B	照会の内容、照会を受けた者の回答内容	五号率直中立棄損 五号国民退乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
39	Z②39	死亡届***	※	②	C	調査に対し資料を提出した者の所属、氏名等	一号個人識別		(第1の19)	
39	同上	同上	その余	②	C F	乗組員の氏名、本籍地、生死情報等	一号個人識別 二号法人労務管理 五号特定者不利益		(第1の20) (あ) (か) (き)	

不開示情報					被告の主張			原告の反論	
番号 ※ 1	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※ 3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※ 4	不開示情報の補足 ※ 5	不開示事由 ※ 6	不開示事由の補足 ※ 7	類型 ※ 8 (第 4 準書)	補足 ※ 9
	証拠番号 ※ 2	文書の標目							
40	Z②40	第二管区海上保安本部 の資料	②	C	調査に対し資料を提出し た者の所属、役職、氏名	一号個人識別		(第 1 の 16)	
40	同上	同上	②	C F	乗組員の氏名、住所、役 職、生死情報	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 21) (か) (き)	
40	同上	同上	②	L	第 5 8 寿和丸の捜索、乗 組員の救助方法、結果、 協力者に係る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
41	Z②41	捜索協力各船名簿	②	C	調査に対し資料を提出し た者の所属、役職、氏名	一号個人識別		(第 1 の 16)	
41	同上	同上	②	L	乗組員救助の協力者に係 る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
42	Z②42	三十一寿和丸捜索状況 (FAX)	②	C	調査に対し資料を提出し た者の所属、役職、氏名	一号個人識別		(第 1 の 16)	
42	同上	同上	②	G	第 5 8 寿和丸の設計関係 者の名称等	五号特定者不利益		(か) (き)	
42	同上	同上	②	L	乗組員の救助方法、結 果、協力者に係る情報	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
43	Z②43	***リスト	②	C	調査に対し資料を提出し た者の所属、役職、氏名	一号個人識別		(第 1 の 16)	
43	同上	同上	②	L	第 5 8 寿和丸の捜索等の 結果	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
44	Z②44	海象解析結果 (京都防 災研)							

不開示情報					被告の主張		原告の反論			
番号 ※1	証拠番号 ※2	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
		文書の標目	不開示箇所							
45	Z②45	論文***	※1	③	M	収集した文献	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
45	同上	同上	※2	③	O	試験研究を行った者の氏 名、役職等	五号特定者不利益 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
45	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の方法、結果	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
46	Z②46	***からのメール文	※1	③	O	試験研究を行った者の氏 名、役職、電話番号等	五号特定者不利益 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
46	同上	同上	※2		X	関係公務員のメールアドレス リス	六号柱書		(さ) (し)	
46	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の結果等	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
47	Z②47	論文***	※1	③	M	収集した文献	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
47	同上	同上	※2	③	O	試験研究を行った者の氏 名、役職等	五号特定者不利益 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
47	同上	同上	その余	③	Q	試験研究の結果等	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
48	Z②48	論文 (On Kurtosis and Occurrence . . . Freak waves)	開示							
49	Z②49	文献資料 (気象)	開示							

不開示情報							被告の主張		原告の反論	
番号 ※ 1	不開示部分の特定			不開示 情報の 類型 ※ 3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※ 4	不開示情報の補足 ※ 5	不開示事由 ※ 6	不開示事由の補足 ※ 7	類型 ※ 8 (第 4 準書)	補足 ※ 9
	証拠番号 ※ 2	文書の標目	不開示箇所							
50	Z②50	気象庁回答書***	開示							
51	Z②51	気象庁回答書(気象庁から横浜審判理事所)	全	①	A	関係団体の電話番号等	五号特定者不利益		(か) (き)	
52	Z②52	気象庁に対する口述書***	※	①	A	照会を受けた者の氏名、 役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 22) (か) (き)	
52	同上	同上	その余	①	b B	照会を受けた者の回答内 容、照会内容	五号率直中立棄損五 号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
53	Z②53	***計画書(第五十八寿 和丸、***	※	②	C	調査に対し資料を提出し た者の所属、役職、氏名	一号個人識別		(第 1 の 16)	
53	同上	同上	その余	②	G	第 5 8 寿和丸及び僚船の 航海に係る情報	五号率直中立棄損 二号法人ノウハウ六 号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
54	Z②54	航海日誌(整理したもの。 2、6、11、22、31、33、82 寿和丸)	全	②	G	僚船の航海に係る情報	五号率直中立棄損 二号法人ノウハウ六 号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し)	
55	Z②55	航海、機関日誌写し	※ 1	①	A	照会を受けた者の氏名、 FAX番号、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第 1 の 23) (か) (き)	
55	同上	同上	※ 2	①	b	照会の内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
55	同上	同上	※ 3	①	X	照会を行った公務員の電 話番号等	六号柱書		(さ) (し)	

不開示情報				被告の主張			原告の反論	
不開示部分の特定				不開示情報の類型 ※3	不開示情報の性質・種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所					
55	同上	同上	※4	①	B	照会を受けた者の回答内容	五号筆直中立棄場六号原因究明困難	
55	同上	同上	※5	①	A	照会に対する回答として資料を提出した者の所属、役職、氏名等	一号個人識別	(第1の16)
55	同上	同上	その余	②	G	僚船の権利、航海に係る情報	五号筆直中立棄場二号法人ノウハウ六号原因究明困難	(あ) (か) (き) (さ) (し)

※1 「文書の標目」の「番号」欄記載の番号を記載して下さい。
 ※2 不開示部分をスミ塗りの上で、記載の証拠番号を付して提出して下さい。
 ※3 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の類型①ないし④を記入して下さい。
 ※4 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(1)記載の該当項目を記入して下さい。
 ※5 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(2)記載の該当項目を記入して下さい。
 ※6 不開示情報に補足する事項があれば、追記して下さい。
 ※7 不開示事由に補足する事項があれば、追記して下さい。
 ※8・9 類型化できる反論は類型化の上で記号のみを記入し、個別に補足があれば追記して下さい（今後、変更の可能性がありますが）。
 ※10 この行の記載は例示です。適宜変更して下さい。
 ※11 第2分冊以降もシート別に同様に作成して下さい。証拠番号はZ②1などと特定して下さい。

不開示事由一覧表：調査資料一式（第3分冊） ※11

番号 ※1	不開示情報				被告の主張			原告の反論	
	不開示部分の特定		不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
	証拠番号 ※2	文書の標目							
1	Z③1	*** (第五十八寿和丸)	※	C	第58寿和丸の搭載物の 販売者の姓、所属等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の23) (か) (き)	
1	同上	同上	その余	G	第58寿和丸の搭載物に 係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
2	Z③2	*** (第五十八寿和丸)	※	G	第58寿和丸の搭載物の 販売者の名称	二号法人ノウハウ 五号特定者不利益		(あ) (い) (か) (き)	
2	同上	同上	その余	G	第58寿和丸の搭載物に 係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
3	Z③3	EPIRB整備記録 (写) (第五十八寿和丸)	全	G	第58寿和丸の整備に係 る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
4	Z③4	転覆沈没事故報告書 (写) (第五十八寿和 丸)	※1	C	報告者の所属、氏名	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の25) (か) (き)	
4	同上	同上	※2	G	第58寿和丸の構造、航 海等に係る情報	二号法人ノウハウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	
4	同上	同上	※3	C	第58寿和丸の所有者の 住所	五号特定者不利益 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
4	同上	同上	※4	E	第58寿和丸の船長及び 機関長の氏名、住所等	一号個人識別 二号法人労務管理		(第1の26) (あ)	
4	同上	同上	※5	D	第58寿和丸の船長及び 機関長の資格情報等	二号法人ノウハウ 五号特定者不利益 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	

不開示情報							被告の主張		原告の反論	
不開示部分の特定			不開示箇所	不開示情報の類型 ※3	不開示情報の性質・種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目								
4	同上	同上	※6	②	C F	第58寿和丸の乗組員の氏名、住所、生死情報	一号個人識別 二号法人労務管理		(第1の26) (あ)	
4	同上	同上	その余	②	L	第58寿和丸の捜索、乗組員救助方法、結果等	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
5	Z③5	海技免状 (写) ***	全	②	C D	第58寿和丸乗組員の氏名、生年月日、海技免状内容	一号個人識別 二号法人労務管理		(第1の27) (あ)	
6	Z③6	小型船舶操縦免許証 (写) ***	全	②	C D	第58寿和丸乗組員の氏名、生年月日、住所、小型船舶操縦免許の内容	一号個人識別 二号法人労務管理		(第1の27) (あ)	
7	Z③7	無線従事者免許証 (写) ***	全	②	C D	第58寿和丸乗組員の氏名、生年月日、無線従事者免許の内容	一号個人識別 二号法人労務管理		(第1の27) (あ)	
8	Z③8	運転免許証***	全	②	C	第58寿和丸乗組員の氏名、生年月日、住所、自動車運転免許の内容	一号個人識別 二号法人労務管理		(第1の27) (あ)	
9	Z③9	船員手帳 (写) ***	全	②	C D	第58寿和丸乗組員の氏名、顔貌、生年月日等、雇用関係等	一号個人識別 二号法人労務管理		(第1の28) (あ)	
10	Z③10	検査調査書***	全	②	G	第58寿和丸と類似の構造の船舶を使用した検査の内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
11	Z③11	起案文書 (重大海難事件の指定について)	※1	②	C	第58寿和丸所有者の住所	五号特定者不利益		(か) (き)	
11	同上	同上	※2	②	C	関係者の氏名、所属、役職	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の29) (か) (き)	

不開示情報						被告の主張		原告の反論				
不開示部分の特定						不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所									
11	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の権利、構 造、航海に係る情報	二号法人ノウハ ウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)			
12	Z③12	レーダープロッタ合成 画面バックアップ(第 六寿和丸)	メモリーカー ドの外観を撮 影した紙面は 開示									
12	同上	同上	メモリーカー ドの内容	②	G	第58寿和丸以外の船舶 の構造等に係る情報	二号法人ノウハ ウ 五号率直中立違反 六号原因究明困難		(あ) (か) (き) (さ) (し)			
13	Z③13	***試験基準	開示									
14	Z③14	調査メモ***	※	①	A	口述聴取を受けた者の氏 名、所属、役職、電話番 号等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の30) (か) (き)			
14	同上	同上	その余	①	bB	口述聴取の内容、口述聴 取を受けた者の回答内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)			
15	Z③15	型式承認書	※	②	G	第58寿和丸の搭載物の 製造者の氏名、役職、所 属先の名称	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の31) (か) (き)			
15	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の搭載物に 係る情報	二号法人ノウハ ウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)			
16	Z③16	パラアンカー規格別寸 法表	全	②	G	第58寿和丸の搭載物に 係る情報	二号法人ノウハ ウ 五号率直中立棄損 六号原因究明困難		(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)			
17	Z③17	型式承認申請書等	※	②	G	第58寿和丸の搭載物の 販売者等の名称	五号特定者不利益		(か) (き)			

不開示情報					被告の主張		原告の反論	
不開示部分の特定					不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所	不開示 情報の 類型 ※3	不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5		
17	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の搭載物に係る情報	(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)	

- ※1 「文書の標目」の「番号」欄記載の番号を記載して下さい。
※2 不開示部分をスミ塗りの上で、記載の証拠番号を付して提出して下さい。
※3 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の類型①ないし④を記入して下さい。
※4 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(1)記載の該当項目を記入して下さい。
※5 不開示情報の性質・種類に補足する事項があれば、追記して下さい。
※6 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(2)記載の該当項目を記入して下さい。
※7 不開示事由に補足する事項があれば、追記して下さい。
※8・9 類型化できる反論は類型化の上で記号のみを記入し、個別に補足があれば追記して下さい（今後、変更の可能性あります）。
※10 この行の記載は例示です。適宜変更して下さい。
※11 第2分冊以降もシート別に同様に作成して下さい。証拠番号はZ②1などと特定して下さい。

不開示事由一覧表：調査資料一式（第4分冊） ※11

不開示情報							被告の主張		原告の反論				
不開示部分の特定							不開示 情報の 性質・ 種類 ※4	不開示情報の補足 ※5	不開示事由 ※6	不開示事由の補足 ※7	類型 ※8 (第4準書)	補足 ※9	
番号 ※1	証拠番号 ※2	文書の標目	不開示箇所		不開示 情報の 類型 ※3								
1	乙④1	就業規則（写）等	※1	②	C	資料を提出した者の住所、氏名、役職等	一 号個人識別 五号特定者不利益			(第1の32) (か) (き)			
1	同上	同上	※2	②	J	第58寿和丸を所有していた会社の就業規則内容	二 号法人労務管理 五号率直中立棄損 六号原因究明困難			(あ) (か) (き) (さ) (し)			
1	同上	同上	※3	②	C	第58寿和丸の乗組員の氏名	一 号個人識別 五号特定者不利益			(第1の33) (か) (き)			
1	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の整備、航海等に係る情報	五 号率直中立違反 六号原因究明困難			(か) (き) (さ) (し)			
2	乙④2	完成重心試験成績書及び復原性報告書	※1部分、承認欄、作成欄		②	C	第58寿和丸の設計者の名称、担当者の性	一 号個人識別 五号特定者不利益 六号原因究明困難			(第1の3) (か) (き) (さ) (し)		
2	同上	同上	※2	②	C	第58寿和丸の所有者の住所	五 号特定者不利益 六号原因究明困難			(か) (き) (さ) (し)			
2	同上	同上	その余	②	G	第58寿和丸の構造等に係る情報	二 号法人ノウハウ 五号中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(あ) (い) (か) (き) (さ) (し)			
3	乙④3	審議報告書（案）	全	④	R	本件事故調査報告書案の内容	五 号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(き) (し) (第5の1)			
4	乙④4	審議報告書（案）	全	④	R	本件事故調査報告書案の内容	五 号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難			(き) (し) (第5の1)			

5	④5	関係***の意見及び対応案	全	④	T	本件事故調査報告書案の検討経過	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(き) (し) (第5の2)	
6	④6	原因関係者の意見書	※	④	a	本件事故調査報告書案に 対して意見を提出した原 因関係者の氏名、所属等	一号個人識別 五号特定者不利益		(第1の34) (か) (き)	
6	同上	同上	その余	④	S	本件事故調査報告書案に 対する原因関係者の意見 書の内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 五号特定者不利益 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
7	(対象外)									
8	④8	審議報告書(案)	全	④	R	本件事故調査報告書案の 内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(き) (し) (第5の1)	
9	④9	審議報告書(案)	全	④	R	本件事故調査報告書案の 内容	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(き) (し) (第5の1)	
10	④10	原因関係者***の意見 及び対応案	全	④	T	原因関係者の意見を踏ま えた海事部会の議論状況 等	五号率直中立棄損 五号国民混乱 六号原因究明困難		(き) (し) (第5の2)	
11	④11	漁船沈没事故に係る解 析調査2 報告書	全	③	Q	外部機関に委託した調査 の内容等のうち、本件事 故調査報告書に搭載され なかったもの	五号特定者不利益 五号国民混乱 六号原因究明困難		(か) (き) (さ) (し)	
12	(対象外)									

- ※1 「文書の標目」の「番号」欄記載の番号を記載して下さい。
- ※2 「不開示部分をスミ塗り」の上で、記載の証拠番号を付して提出して下さい。
- ※3 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の類型①ないし④を記入して下さい。
- ※4 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(1)記載の該当項目を記入して下さい。
- ※5 「不開示情報の性質・種類に補足する事項があれば、追記して下さい。
- ※6 『「調査資料一式」の類型と不開示事由』の各(2)記載の該当項目を記入して下さい。
- ※7 「不開示事由に補足する事項があれば、追記して下さい。
- ※8 ・9 類型化できる反論は類型化の上で記号のみを記入し、個別に補足があれば追記して下さい（今後、変更の可能性あります）。
- ※10 この行の記載は例示です。適宜変更して下さい。
- ※11 第2分冊以降もシート別に同様に作成して下さい。証拠番号は乙②1などと特定して下さい。